令和8年度　海事関係公益活動支援の概要

(1)海事法制　　（単位：千円）

法人名	事業の概要	補助金交付額
（公財）日本海法会	国際的海法の調査研究 ・海法の国際的統一と健全な発展に寄与し、わが国の意見を国際ルール形成に適切に反映　させるため、国内での調査研究委員会の開催、海法会誌による成果公表、万国海法会等の国際会議への出席・発言、国際機関への協力、国際会議の開催・運営等を行う。	17,285

(2)海事労働

（公財）日本船員雇用促進センター	船員計画雇用促進支援事業 計画的に船員を雇用する事業者対し国と連携して助成金を支給 ・ 国の船員計画雇用促進助成金制度の見直しに合わせ、既存事業を見直した上で、３年以上海上職から離れている船員経験者を支給対象者に追加し、女性船員を雇用した場合の支給額を増額する。 船員確保のための情報提供事業 ★　１．ハローワークと地方運輸局等の連携強化 ・運輸局、ハローワークと連携して、新たに陸上から船員に転職を検討している者向けのマッチングセミナーを実施し、情報発信を行う。 ２．児童養護施設に対する情報提供 ・運輸局と連携して、児童養護施設の生徒、自立支援担当職員を対象に、海運業界の現状と魅力、船員の資格取得方法、奨学金制度、就業に関する業界の支援体制を中心とした説明会を７年度は、関東運輸局管内で行ったが、８年度は、全国で展開する。 ３．ホームページ等を活用した情報発信 ・船社紹介動画、船内動画（船室・食事風景等）等を作成し、ホームページや他団体の媒体を活用して情報提供 ４．地方運輸局主催「海技者セミナー」、海上自衛隊海事セミナーにおける就職斡旋支援 ★　海技人材養成のための訓練事業 ・陸上からの転職者等を念頭に置いた養成ルートの強化 １．新たな５級海技士養成課程による訓練事業 ５級海技士の資格取得のため、船員経験（乗船履歴）者を対象とする５級海技士講習を実施しているが、船員未経験者（陸上からの転職者）を対象とする講習はなかった。 今般、内航船員の中でも不足感の強い５級海技士の養成を強化するため、令和８年10月に海技大学校に船員未経験者を対象とした５級海技士資格を取得させるための短期講習（１年）が新たに開設されることから、陸上から海上への転職者の資格取得の促進のため、当該講習の受講費用を支援する。 ２．６級海技士短期養成課程による訓練事業 陸上からの転職者に対応する養成ルートを強化していくため、６級海技士短期養成課程について、資格取得の促進のため、当該講習の受講費用を新たに支援する。	33,422

令和8年度　海事関係公益活動支援の概要

（公財）海技教育財団	海技教育支援事業 １．学生等募集支援事業 ★　(1) 船員養成・就業拡大支援事業 ① 水産高校と連携した進学促進のための情報発信 内航船員（４級・５級海技士）の養成において重要な役割を担っている水産高校への入学志願者の拡大を図るため、水産高校においても船員になれることを知らない層に対して、YouTube で発信するなど、内航船員になるための進路として、水産高校への進学を勧めるための取組について新たに実施する。 ② 女性船員の活躍推進のための情報発信の強化 女子学生の船員養成機関への進学促進のため、新たに女性船員の働き方やキャリアパス等を紹介する動画を制作し、ＳＮＳを活用した情報発信を行う。 (2) 海技教育機関の定員確保のための広報担当者育成研修 (3) 進路情報サイト活用事業 ・利用する進学情報サイトをスタディサプリに絞り内容を充実強化。 ・2022年新設された小樽・唐津の両海上技術短期大学校には、オプションサービスを追加的に導入し、学校紹介ページの上位表示、オープンキャンパス特集枠への掲載等情報発信を強化する。 (4) ＳＮＳを活用した海技教育機関の認知拡大事業 ・最新のソーシャルメディア拡散戦略を採用し、海上技術短期大学校等の特徴、授業や実習の様子、オープンキャンパスや入試情報等をショートムービーで制作・公開する。 ２．教育内容充実促進事業 ・海技教育に係るデジタル教材の制作・提供 機関系の主機及び航海系のプロペラと舵が船体に及ぼす影響に関するデジタル教材の制作（中期計画に基づく継続的な教材整備） ３．海技教育機関支援事業 ・就職促進支援(地方運輸局主催「海技者セミナー」参加学生への支援) 学生等奨学金貸与等事業 １．給付奨学金事業：海上技術短期大学校学生に対する奨学金給付 ・低所得者世帯の学生を対象とした給付奨学金の奨学金額の増額。 ２．奨学金制度維持事業：電算処理システムの維持・改修 ３．表彰事業：人物・成績優秀者表彰 海洋研修等海技教育普及事業 １．海洋研修事業 ・海事広報協会と連携した「海王丸」国内体験航海・海洋教室（近畿運輸局と連携し児童養護施設に声掛け） ・海事広報協会等と連携し、ＳＮＳ等で情報提供 ２．海技教育普及事業 ・練習船見学会等支援事業（海技教育機関認知広報用リーフレット印刷費、見学者傷害保険料等） ・海技教育機構等と連携し、練習船の一般公開の予定をＳＮＳで情報提供	50,000

令和8年度　海事関係公益活動支援の概要

船員災害防止協会	船員労働安全衛生月間推進事業 ・安全衛生に関する意識の高揚を図るため、安全標語の公募・選定、船員労働安全衛生月間の広報・教材作成、船員災害防止大会の開催等全国的な啓発活動を行う。 広報（機関誌・ＨＰ）事業 ・安全衛生意識の向上と活動の実効性を高めるため、機関誌の発行・配布、機関誌の電子化と効率的運用、ＨＰによる最新情報の提供、アクセス利便性の向上を図る。 安全衛生教育・技術指導事業 ・安全衛生に関する知識の普及、技能向上、現場改善の促進のため、安全衛生講習、生存対策研修、訪船指導を実施する。 ・知床海難事故を受けた安全対策の一環として「改良型救命筏」の搭載が義務づけられたことを受けた生存対策訓練の内容の調査。 ・洋上風力発電アクセス船（ＣＶＴ）に乗船する保守作業員、船級協会の検査を行う職員等、船員以外の職員に対する生存対策講習を実施。 船舶料理士登録試験事業 ・船員の健康確保に不可欠な専門知識を持つ船舶料理士の確保のため、国の登録を受けた唯一の実施機関として船舶料理士登録試験を実施する。 安全で健康的な魅力有る労働環境に向けた啓発事業 ・船員の健康管理能力を高め、安全で魅力ある労働環境を整備するため、生活習慣病対策講習、メンタルヘルス確保とハラスメント対策講習、高年齢船員の健康確保講習を実施する。（本船乗組員を直接対象としたオンライン講習を導入し、受講機会を拡大） ・専用装置でのリアル体験、ＶＲゴーグル着用での訓練を実施 ・近年増加傾向にある新人船員の乗船中の事故を防止するとともに安全・衛生意識の向上を目的とし、新人船員に必要とされる様々な講習項目の中から、船社が新人研修として必要と考える講習項目で構成する独自カリキュラムを構築し、新たに「（仮称）内航新人船員特別養成講習」を実施する。	43,760
（一財）海技振興センター	海技関係のＩＭＯ等国際的動向の情報収集及び連絡調整に関する調査研究 ＩＭＯにおける議論の動向を正確かつ迅速に把握し、日本の立場を国際基準に反映させるため、人的因子・訓練当直小委員会、海上安全委員会等の国際会議に日本代表団の一員として出席し、我が国の主張をサポートする。 ・自動運航船に関する調査研究（自動運航船に関する非強制コード・強制コード関係） ・代替燃料船に関する調査研究（アンモニア・水素等の安全ガイドライン・訓練要件関係） ・ＳＴＣＷ条約の包括見直しに関する調査研究	22,060

令和8年度　海事関係公益活動支援の概要

	船舶航行の安全確保及び船員の知識・技能の向上に関する調査研究 　船員の知識・技能の向上等による船舶交通の安全確保を図るため、以下の検討会等を運営する。 １．自動運航船の船員及び陸上遠隔操縦者に必要な知識・訓練要件の検討 ・自動運航船の船員及び陸上遠隔操縦者に求められる知識・訓練要件の内容について検討を進めるため、「自動運航船運航者の能力検討部会」を引き続き設置・運営し、詳細基準案について、他国に先んじて戦略的な検討を行う。 ２．アンモニア・水素燃料船の船員に必要な知識・訓練要件の検討 ・代替燃料船に乗り組む船員の知識・訓練要件等の検討を進めるため、「代替燃料船に乗組む船員の能力検討部会」を引き続き設置・運営し、船上における安全衛生上の注意点、船員の講習受講要件に関する方針、海運会社の懸念事項の共有など、これら代替燃料を使用する際の知識・訓練要件のあり方について総合的な検討を行う。 ３．ＳＴＣＷ条約の包括的見直しに対応した海技者の知識・訓練要件の検討 ・技術革新等に対応した船員の知識技能の向上により船舶交通の安全を実現する一方、改正条約が船社実務や船員確保に及ぼす影響を検証するため、「ＳＴＣＷ条約包括見直し検討部会」を設置・運営し、適確かつ実現性のある改正案のあり方について総合的な検討を行う。 ４．快適な海上労働環境の形成に向けた検討 ・2025年５月の海技人材の確保のための船員法等の改正に伴い、国の主導による快適な海上労働環境を形成するためのガイドラインの策定のため、新たに教材作成検討専門委員会を開催し、ガイドライン策定の基礎となる資料を作成する。 ５．海技振興フォーラムの開催 水先（船舶交通の安全等）調査研究 ・水先人の人材確保・育成等に関する検討会の運営 ・７年度にノルウェーを対象に行った「在来船及び自動運航船における遠隔水先による水先業務の在り方に関する調査」を、８年度は、遠隔水先の実証実験を始めている先行国（フィンランド、デンマーク等）を対象に行う。	

(3)航行安全等

（公社）日本海難防止協会	海上安全に関する国際情報収集活動事業（ロンドン連絡事務所） ・海上安全及び海洋環境保護に関する国際的動向を収集・分析し、国内関係機関に提供するため、ロンドン連絡事務所を拠点に、ＩＭＯやＥＭＳＡ等が主催する国際会議・セミナーへの出席などを行う。 海難防止等調査研究団体連絡調整事業 ・関係団体の連携と情報共有を進め、地域に応じた海難防止対策を強化するため、全国海難防止団体等連絡調整会議や技術情報交換等を実施する。	31,000

令和8年度　海事関係公益活動支援の概要

	海上交通安全事業及び海洋環境保全事業 １．船舶交通と漁業操業に関する問題調査 ・船舶交通と漁業操業の交錯による海難や操業支障を未然に防止し、安全な航行環境と漁業活動の両立を図るため、海運・水産関係団体連絡協議会の開催、漁業操業情報図・商船航行情報図の作成・改訂、水中ドローン映像等を活用した漁具状況の可視化等を行う調査であり、令和７年度は瀬戸内海西方海域を対象とし、令和８年度は備讃瀬戸・明石海峡等の瀬戸内海東方海域を対象に実施する。 ２．入出港等航行援助業務に関する調査 ・令和７年度に行った「タグボートの放水流が曳引力に与える影響調査」の結果を踏まえて、令和８年度は「狭隘水域での大型船操船支援の具体的対策の検討」と「タグライン長と曳引力の関係の定量評価手法の検討」を実施する。 ３．港湾計画の調査検討 ・港湾の現状と将来需要を踏まえ、港湾計画の妥当性を検証し、必要な見直しや整備方針を検討するため、港湾専門委員会において、現状調査、課題分析、関係者調整及び計画案の検討を行う。 ４．海事の国際的動向に関する調査研究 ・ＩＭＯ等における海事分野の国際的な制度・技術・環境動向を把握し、我が国の海事政策や産業活動に的確に反映させるため、国際会合の動向調査、国内関係省庁との連携、海外事例の収集・分析および情報提供を行う。 ５．洋上風力発電事業に係る安全対策検討会 ・洋上風力発電事業の拡大に伴う海上交通の安全確保と海事産業の新たな安全対策整備のため、７年度に引き続き、洋上風力発電事業に係る安全対策検討会の開催、航行安全対策ガイドブックの改訂案策定、航行制限資料の整備および国際動向調査・情報提供を行う。	
（公社）東京湾海難防止協会	海難防止及び航行の安全確保に関する事業 ・海難事故の未然防止と航行の安全確保を図るため、以下の事業を実施する。 (1) 海の安全運動 ・海の安全運動推進連絡会議の開催、海難・人身事故キャンペーンの推進、海難防止講習会の開催、会報誌「海の安全ジャーナルＵＷ」による広報 (2) 津波対策に関する検討会 ・７年度は京浜港（横浜区・川崎区）、横須賀港を対象とし、８年度は、京浜港（東京区）清水港、田子の浦港を対象に調査・検討を行う。	9,858

令和8年度　海事関係公益活動支援の概要

（公社）神戸海難防止研究会	海域別海難防止事業 ・近畿・四国の輻輳海域における海難防止と航行安全の確保のため、以下の事業を実施する。 (1) 大阪湾及び瀬戸内海東部海域における新燃料搭載時の留意点に関する調査研究 ・新燃料の多くが、引火性や毒性を持つ港則法上の危険物であり、燃料補給時には防災上および航行安全上の安全対策が求められるため、当海域の公共岸壁や錨地において新燃料を補給する際の航行安全上の課題を抽出し、留意すべき事項について調査研究を実施する。 (2) 大阪港新島周辺海域における交通流シミュレーションによる船舶交通流の評価検討に関する調査研究 ・新島建設工事による周辺の造成及び浚渫によって航路形状が大きく変化しているため、船舶交通流シミュレーションを行い、船舶交通流の評価検討に関する調査研究を実施する。 (3) 海難防止強調運動（海の事故ゼロキャンペーン）、講習会等の開催、会報やＨＰによる広報活動	11,204
（公社）西部海難防止協会	海域別海難防止事業 ・九州・沖縄・山口県沿岸水域における海難防止と航行安全の確保のため、以下の事業を実施する。 (1) 洋上風力発電施設による個別海域の特性を踏まえた通航船舶への影響に関する調査研究 ・北九州市響灘地区において現在計画が進められている洋上風力発電施設による通航船舶への影響に関する調査研究を実施する。 (2) 海難防止に関する運動の促進、周知、啓発及び教育指導 ・海難防止強調運動推進連絡会議（西日本、南九州、沖縄地方）及び同部会の開催 ・海難防止啓発活動の推進、西海防セミナー開催、会報の発行	10,185
（公社）伊勢湾海難防止協会	海域別海難防止事業 ・伊勢湾・三河湾・熊野灘など東海地域の海域における海難防止と航行安全確保のため、以下の事業を実施する。 (1) 三重県沿岸域における海上交通に関する調査研究 ・三重県の港湾に関する新たな課題に対応するため「三重県港湾みらい共創本部」が設置され、津・松坂港、尾鷲港、鳥羽港がモデル港に指定されたところ、これら４港の利用実態調査及びこれら港湾の沿岸域における海上交通の現状と課題に関する調査研究を実施する。 (2) 周知宣伝事業 ・海難防止強調運動の推進 ・会報等作成配布	8,633

令和8年度　海事関係公益活動支援の概要

（公社）日本海海難防止協会	海域別海難防止事業 ・日本海海域における海難防止と航行安全の確保のため、以下の事業を実施する。 (1) 青森港における船舶航行安全に関する調査研究 ・新たに洋上風力発電の基地港湾に指定された青森港における航行環境変化を見据えた船舶交通安全対策に関する調査研究を実施する。 (2) 海難防止周知宣伝事業 ・海難防止強調運動、会報発行等	8,585
（公社）瀬戸内海海上安全協会	海域別海難防止事業 海上交通安全調査研究事業 ・備讃瀬戸海域における海難事故の未然防止と環境保全、海域利用者間の相互理解を深めることによる海域利用調整の進展を図るため、備讃瀬戸交通安全調査委員会やこませ網操業漁船への乗船調査を実施する。	1,300
（公社）日本水難救済会	洋上救急事業 ・洋上で発生する重篤な傷病者に対し、医師等をヘリコプターで迅速に派遣して、応急処置を行う。 ・診療・搬送を行うため、24時間体制で洋上救急要請を受け付け、海上保安庁・防衛省と連携した洋上救急を行う。	3,000
（公財）海難審判・船舶事故調査協会	海難審判等相談事業 ・海難関係人の権利擁護と海難防止・安全運航の促進のため、全国９か所の相談所に専門的知識と経験のある有識者を配置して海難審判に関する相談に応じ、海難防止の指導・船舶の安全運航の啓蒙を行うほか、船社、漁業協同組合等に出向き、出張相談会を開催する。 船舶事故事例調査研究事業 ・一事故に対する複数機関の判断を横断的に整理し、再発防止に資する知見として体系化するため、船舶事故事例調査研究会を開催し、船舶事故調査報告書（運輸安全委員会）と裁決書（海難審判所）の二元比較手法による調査研究及び船舶事故事例集の刊行を行う。	5,183
（公財）海上保安協会	海上保安活動の普及啓発、海上保安庁音楽隊との協働事業 ・海上保安庁音楽隊との協働により、演奏活動やオンライン配信を通じて、海上保安活動の重要性を国民にわかりやすく伝え、理解と関心を高めるため、以下を実施する。 (1)「こども霞が関見学デー」における海上保安庁音楽隊コンサート (2) 地方派遣による海上保安庁音楽隊コンサート (3) 第３２回定期演奏会 (4) インターネットを活用した演奏楽曲の配信	2,000

令和8年度　海事関係公益活動支援の概要

(4)海事思想の普及

（公財）日本海事広報協会	「海の日」「海の月間」広報事業 ★　・人材確保・育成推進協議会関連の地方イベントや関連行事等を広く周知するため、従来の情報に加えて、運輸局が集約した情報を網羅してＨＰに掲載する。 ★　・イベント情報にアクセスしやすくするため、検索機能を強化するとともに、アクセスした件数、属性等を分析し、イベント実施団体へのフィードバックを行う。 ・「海の日」の周知活動をＸやInstagramなどのＳＮＳと連動した参加型のコンテスト等により若年層に向けＰＲする。 ・うみのフォトコンテストを開催する。 海事知識啓発事業 海事産業への理解を深めるとともに、将来の海事人材の育成・確保につなげるため、以下の海事知識啓発事業を行う。 ★　１．人材確保・育成推進協議会と連携した新たな海事知識啓発事業 (1)「人材確保・育成推進協議会」と連携し、今後、学校からの要望はあるが予算上、地方運輸局等で対応できていない体験乗船会等について、実施回数の拡大を図る。 ［地方海事広報協会への支出（2,200千円)］ (2)「人材確保・育成推進協議会」と連携し、「職業調べ」の授業の中で船員を取り上げてもらうため、小中学校の社会科教員を対象とする海事関係施設の見学会等の実施回数の拡大を図る。 ［地方海事広報協会への支出（2,800千円）］ ２．船との出会い事業（幼少期から海事に対する関心を高める体験学習等） 海や船・港に対する理解と関心を幼少期から育むことで将来的な海事人材の育成・確保につなげる体験学習等を行う。 (1)「物流全体のカーボンニュートラルの取組における海事の状況」というテーマで小・中学生向けに海事関係の環境への取組を周知する。 (2) 海技教育財団と連携し「海王丸」を活用した海洋教室及び体験航海を共催し広報活動を強化する。 (3) 海事に対する関心をより高めるため、見学会と海の仕事に関する海事産業従事者からの講義を合わせた体験プログラムを小・中学生向けに実施する。 ３．ジュニア・シッピング・ジャーナリスト賞 ・海技教育財団と連携して新たに「ＪＭＥＴＳ賞」を創設し、船員に関する作品の応募を促進することにより、海技教育機関の認知度向上を図る。 ４．海洋教育普及事業 海事産業への認知度向上を図るため、以下の教育事業を行う。 (1) 地域の教育委員会、運輸局、海事関係団と協力して、小・中学生を対象に、船員の養成・就業に重点を置いた海の仕事に係るセミナー「海の仕事へのパスポート」 (2) 文部科学省が推進する「放課後子ども教室」を活用した親子海洋教室 (3) 国のデジタル教科書の導入に合わせ海事産業に関する社会科テキストのデジタル化 (4) 教育関係者向けの海事産業学習会 (5) 海事産業に係る授業支援を目的とした、教育系人気YouTuberによる海事教育動画の利用拡大 (6) 教育関係者からなる「海洋教育普及事業検討委員会」において、学校現場での海洋教育普及事業の検討	70,500

令和8年度　海事関係公益活動支援の概要

	５．海事広報資料の制作・配布 ★　(1) 船員に特化した「海のお仕事ガイド」 小中学校社会科教員に対して、「職業調べ」の授業の中で船員を取り上げてもらうため、副教材として船員に特化した「海のお仕事ガイド」を制作し配布する。 (2)「海事関係団体コンテンツガイド（Web版）」 掲載団体・コンテンツを拡充し、内容をアップデートする。 (3) 海事広報パンフレット「SHIPPING NOW 日本の海運」を制作し配布する。	
（公社）日本海洋少年団連盟	運動推進事業 １．海洋・海事思想普及事業 (1) 我ら海の子展事業 海への関心と表現力の育成のため、中学生以下を対象として海をテーマとした絵画を募集し、審査会を経て表彰式を行った上で絵画展を開催する。 (2) 褒状山縣賞事業 海洋少年団の活動に長年貢献し、模範となる行動・成果を示した団員や若手指導者を顕彰し、その努力を社会的に評価するため、表彰式を行った上で、体験乗船、海事・港湾関係施設見学に招待する。 ２．海洋少年団運動の広報 (1) 機関紙「海っ子」の発行、パンフレット作成、ＨＰやＳＮＳを活用した情報発信 ★　(2) 海洋少年団運動の広報活動として、カレンダーの作成・配布を行っていたが、今後は人材確保・育成推進協議会と連携し、海事教育機関紹介カレンダーを作成し配布する。 ３．海洋少年団運動の拡充／推進／強化・活性化 団員・指導者の確保と活動基盤の整備、団活動の質向上、海事思想普及と海事人材育成への貢献のため以下を実施する。 (1) 運動の拡充 ・新団設立・新入団員確保への支援、カッターや救命胴衣といった活動資機材の整備・修繕、支援団体の獲得 (2) 運動の推進 ・地区連盟業務支援、指導者章（バッジ・章標）の作成、地域海事団体との連携 (3)運動の強化・活性化 ・指導者研修、卒団員の継続的な活動を担保するための準指導者研修 ・海洋少年団活性化プログラムの充実 ★　ⅰ）海事研修 従来から行っていた海事研修について、今後は人材確保・育成推進協議会と連携した乗船体験型研修とすることで充実を図る。 ⅱ）派遣交流 従来の活動に加えて、青年の家と連携しマリンアクティビティと触れあうマリンキャンプを新たに実施する。 ⅲ）国際交流フォーラム 従来の活動に加えて、国際交流事業参加者による体験談発表と意見交換会を新たに実施する。 ４．環境教育・地域貢献 海洋環境への理解と保全意識を育て、地域奉仕を通じて社会性を養い、海事思想普及と人材育成に資するため、海洋環境教室やビーチクリーン運動、地域イベント支援などの環境保全活動を行う。	32,000

	全国大会事業 　活動の成果発表及び優秀な団員・指導者の表彰のため、全国大会を開催してきたが、６年度より持続可能な分離分散型方式を導入し、７年度は「競技の部」として地方開催とし、８年度は「式典の部」として中央開催とする。 国際交流事業 　団員の国際的視野を育て、海事思想の国際的普及と将来の海事人材育成に資するため、海外海洋少年団の招聘、国際海洋少年団協会年次総会への参加（８年度はバルバドス）、国際交流フォーラムの開催等を実施する。	

(5)水先人養成

(一財)海技振興センター	水先人養成支援事業	900,000
合計		（17団体） 1,259,975

★は海事局から団体へ要望のあった事業